

二戸市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定に基づき決定したので別紙のとおり公表します。

令和7年12月23日

二戸市監査委員 切 金 精
二戸市監査委員 藤 村 正 彦

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施設名 海上ふるさと交流館
指定管理者 上海上自治会
所管課 市民部まちづくり課

第2 監査執行年月日

令和7年11月11日

第3 監査の範囲

令和6年度海上ふるさと交流館の指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第4 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた公の施設の指定管理者に関する調書・監査総括表及び令和6年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び指定管理者の担当者より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行い、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていること認められた。また、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていること認められた。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施設名 川代地区活性化センター
指定管理者 川代活性化施設運営委員会
所管課 産業振興部農林課

第2 監査執行年月日

令和7年11月11日

第3 監査の範囲

令和6年度川代地区活性化センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の
執行状況

第4 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた公の施設の指定管理者に関する調書・監査総括表
及び令和6年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び指定管理者の担当者より
説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行い、出納その他の事務が法
令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年
度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると同認めら
れた。また、事務管理について留意改善を要する事項はあるが、出納その他の処理状
況も適正に執行されていると同認められた。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施設名 足沢生活改善センター
指定管理者 足沢生活改善センター運営委員会
所管課 産業振興部農林課

第2 監査執行年月日

令和7年11月11日

第3 監査の範囲

令和6年度足沢生活改善センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第4 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた公の施設の指定管理者に関する調書・監査総括表及び令和6年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び指定管理者の担当者より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行い、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていることが認められた。また、事務管理について留意改善を要する事項はあるが、出納その他の処理状況も適正に執行されていることが認められた。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施設名 二戸市農村勤労福祉センター
指定管理者 二戸市商工会
所管課 産業振興部商工観光流通課

第2 監査執行年月日

令和7年11月12日

第3 監査の範囲

令和6年度二戸市農村勤労福祉センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第4 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた公の施設の指定管理者に関する調書・監査総括表及び令和6年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び指定管理者の担当者より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行い、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていること認められた。また、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると認められた。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施設名 大森地区農村集落多目的集会センター
指定管理者 大森地区農村集落多目的集会センター運営委員会
所管課 浄法寺総合支所地域支援課

第2 監査執行年月日

令和7年11月12日

第3 監査の範囲

令和6年度大森地区農村集落多目的集会センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第4 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた公の施設の指定管理者に関する調書・監査総括表及び令和6年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び指定管理者の担当者より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行い、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていることが認められた。また、事務管理について留意改善を要する事項はあるが、出納その他の処理状況も適正に執行されていることが認められた。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施設名 大清水地区生活改善センター
指定管理者 大清水地区生活改善センター運営委員会
所管課 浄法寺総合支所地域支援課

第2 監査執行年月日

令和7年11月12日

第3 監査の範囲

令和6年度大清水地区生活改善センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第4 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた公の施設の指定管理者に関する調書・監査総括表及び令和6年度収支決算書等に基づいて、所管課の職員及び指定管理者の担当者より説明を聴取しながら、関係書類・諸帳簿の調査、照合を行い、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると認められた。また、事務管理について留意改善を要する事項はあるが、出納その他の処理状況も適正に執行されていると認められた。